特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評金	価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

みよし市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイル取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

みよし市長

公表日

令和7年2月14日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務				
②事務の概要	市町村(特別区を含む。以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。住民基本台帳は、住民基本台帳法、昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住民基本台帳ネットワークシステム)を都道府県と共同して構築している。市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置④転入届に基づき住民票の記載を定任民票の写し等の交付⑥住民票の記載事項に変更があった際の転出元市町村に対する通知 ホ人口は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 の地方公共団体情報システム機構し以下「機構」という。)への本人確認情報の照会⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑩人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、総務省令により機構に対する事務の一部の委任が認められるている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。				
③システムの名称	1 住民記録・戸籍統合システム 2 コンビニ交付・らくらく窓口証明書交付システム 3 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 4 団体内統合宛名システム 5 中間サーバ 6 証明発行サーバ 7 サービス検索・電子申請機能 8 電子申請システム 9 電子審査システム 10 申請管理システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は住民基本台帳ネットワークシステムのうちの市町村CS部分について記載する。				

2. 特定個人情報ファイル名

住民基本台帳ファイル、本人確認情報ファイル、送付先情報ファイル、証明発行用ファイル

3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	番号法第7条、第16条、第17条 住基法第5条、第6条、第7条、第8条、第12条、第12条の4、第14条、第22条、第24条の2、第30条の6、 第30条の10、第30条の12			
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携			
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [実施する] 2) 実施しない 3) 未定			
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠):番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条1、2、3、4、5、7、10、12、21、22、23、24、30、31、32、33、34、35、36、39、44、45、46、47、48、51、52、53、54、55、57、58、60、61、62、64、65、66、68、69、71、73、76、78、79、81、83、84、88、89、90、91、92、94、96、97、101、102、103、104、105、106、108、110、112、114、118、120、121、122、123、124、129、130、133、134、135、137、138、140、141、142、143、147、149、150、155、156、157、159、163の項			
5. 評価実施機関における	担当部署			
①部署	市民経済部市民課			
②所属長の役職名	市民課長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先	総務部総務課 〒470-0224 愛知県みよし市三好町小坂50 (0561)32-2111			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	市民経済部市民課 〒470-0224 愛知県みよし市三好町小坂50 (0561)32-2111			

9. 規則第9条第2項の適用]]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		请]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	6年4月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	6年4月1日 時点			
3. 重大事故						
	内に、評価実施機関において特定個人 う重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
				<選択肢>	
				1) 基礎項目評価書	
	[基礎項目評価書]	2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書	
				3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は されて(『価実施機関については、それ	れぞれ重点項目評価書又は全項	目評価書において、リスク対策の詳細が記載	

2. 何た個が旧れるが1 (1	青報提供ネッ	トワークシステ	「ムを通じた人う	=を除く。) 	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[-	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[-	十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[-	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委	託		1]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[-	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
				の一味風がうなどれている	<u> </u>
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報	提供ネットワー	クシステムを通じ]提供・移転しない
5. 特定個人情報の提供・移転不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		提供ネットワー 十分である	<mark>クシステムを通じ</mark>]]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる	[·	十分である		た <mark>提供を除く。) [</mark> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	十分である	1	た <mark>提供を除く。) [</mark> <選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている]提供・移転しない 3 3 3]接続しない(提供)
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か 6. 情報提供ネットワークシ 目的外の入手が行われるリ	[・ <mark>ステムとの打</mark> [・	十分である	1	た提供を除く。) <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている]接続しない(入手) 【 <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である	提供・移転しない 3 3 3 3 3 3 3 3 3
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か 6. 情報提供ネットワークシ 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か 不正な提供が行われるリスク	[・ ステムとの打 [・	+分である 接続 +分である	1	た提供を除く。) 〈選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 【接続しない(入手) 【 〈選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 〈選択肢> 1) 特に力を入れている 〈選択肢> 1) 特に力を入れている 〈選択肢> 1) 特に力を入れている	提供・移転しない 3 3 3 3 3 3 3 3 3

8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	証明書交付時等の誤交付を防止するため、ダブルチェック体制のルールを定め、複数の職員で確認作業を行っている。
9. 監査	
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査
10. 従業者に対する教育・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 〈選択肢〉 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人でのチェック体制及び鍵付きキャビネットでの保管を実施している。

変更箇所

変更箇	灯				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務③	1. 住民記録・戸籍統合システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す 「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、 住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素 のうち、市町村CSにおいて管理がなされている ため、以 降は住民基本台帳ネットワークシステムのうち の市町村CS部分について記載する。	住民記録・戸籍統合システム、住民基本台帳ネットワークシステム(※)、団体内統合宛名システム、中間サーバ、証明発行サーバ、※後述の「2・特定個人情報ファイルと」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は住民基本台帳ネットワークシステムのうちの市町村CS部分について記載する。	事後	
令和2年4月1日	2.特定個人情報ファイル名	(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル	住民基本台帳ファイル、本人確認情報ファイル、送付先情報ファイル、証明発行用ファイル	事後	
令和2年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄情報提供者)が「市町村長」の項のう 5、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 77, 80, 84, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 119の項)	*番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠):第三欄情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄特定個人情報)に「住民栗関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 83, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 85の2, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 119の項)	事後	
令和3年4月1日	4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携②	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう 5、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 85の2, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 119の項)	・番号法第19条第7号 (特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市長村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報)が含まれる項(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の2,89,91,92,94,96,97,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,117,120の項)	事後	
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②	・番号法第19条第7号 (特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号 (特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	
令和4年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②	・番号法第19条第8号 (特定個人情報の提供の制限)及び別表第二における情報提供の根拠):第三欄情報提供者)が「市長村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 85の2, 89, 91, 92, 94, 96, 97, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 120の項)	・番号法第19条第8号 (特定個人情報の提供の制限)及び別表第二における情報提供の根拠):第三欄情報提供者)が「市長村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 85の2, 89, 91, 92, 94, 96, 97, 101, 102, 103, 105, 106, 107, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 120の項)	事後	
令和5年4月20日	5. 評価実施機関における担 当部署①部署	市民協働部市民課	市民経済部市民課	事後	
令和5年4月20日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	みよし市市民協働部市民課 〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50番 地 (0561)32-2111	みよし市市民経済部市民課 〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50番地 (0561)32-2111	事後	
令和5年4月20日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②	・番号法第19条第8号 (特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄情報提供者)が「市長村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報)が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 47, 78, 88, 48, 502, 28, 91, 92, 94, 96, 97, 101, 102, 103, 105, 106, 107, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 120の項)	番号法第19条第8号、別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】: 第三欄 (情報提供者)が「市長村長」の項のうち、第四 欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含ま れる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,27,30,31,34,35,37,3 8,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,7 7,80,84,85の 2,89,91,92,94,96,97,101,102,103,105,106,107,10 8,111,112,113,114,116,117,120の項)	事後	
令和5年4月20日	1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務③	住民記録・戸籍統合システム、住民基本台帳ネットワークシステム(※)、団体内統合宛名システム、中間サーバ、証明発行サーバ、※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は住民基本台帳ネットワークシステムのうちの市町村CS部分について記載する。	住民記録・戸籍統合システム、コンビニ交付・窓 受ンステム、住民基本台帳ネットワーグシステム(※)、団体内統合宛名システム、中間サーバ、証明発行サーバ ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す 「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファ イル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの 構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がな されているため、以降は住民基本台帳ネット ワークシステムのうちの市町村GS部分につい て記載する。	事後	

令和6年4月22日	1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務③	住民記録・戸籍統合システム、コンビニ交付・窓 受システム、住民基本台帳ネットワークシステム 人(※)、団体内統合宛名システム、中間サーバ、証明発行サーバ。 ※後述の「2、特定個人情報ファイル名」に示す 「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファ イル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの 構成要素のうち、市町村CSIにおいて管理がな されているため、以降は住民基本台帳ネット ワークシステムのうちの市町村CS部分につい て記載する。	住民記録・戸籍統合システム、コンビニ交付・窓受システム、住民基本台帳ネットワーグシステム(※)、団体内統合宛名システム、中間サーバ、証明発行サーバ、サービス検索・電子申請機能※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は住民基本台帳ネットワークシステムのうちの市町村CS部分について記載する。	事後	
令和7年2月12日	1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務③	住民記録・戸籍統合システム、コンビニ交付・窓 受ンステム、住民基本台帳ネットワークシステ ム(※) 団体内統合宛名システム、中間サー バ、証明発行サーバ、サービス検索・電子申請 機能 ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す 「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの 構成要素のうち、市町村のSにおいて管理がな されているため、以降は住民基本台帳ネット ワークシステムのうちの市町村のS部分につい て記載する。	1 住民記録・戸籍統合システム 2 コンピニ交付・窓受システム 3 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 4 団体内熱信を宛名システム 5 中間サーバ 6 証明発行サーバ 6 証明発行サーバ 7 サービステム 9 電子審査システム 10 申請管型システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送竹先情報ファイル」は確認情報ファイル」なび、送け先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は住民基本台帳ネットワークシステムのうちの市町村CS部分について記載する。	事前	
令和7年2月12日	4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携②	番号法第19条第8号、別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】: 第三欄 (情報提供者)が「市長村長」の項のうち、第四 欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含ま れる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,27,30,31,34,35,37,3 8,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,7 7,80,84,85の 2,89,91,92,94,96,97,101,102,103,105,106,107,10 8,111,112,113,114,116,117,120の項)	番号法第19条第8号 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠):番号法第19条第8号に基づく利用特定個 人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル 庁・総務省令第9号)第2条1、2、3、5、7、11、 13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、 63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、 87、91、92、96、106、108、110、112、115、 118、124、129、130、132、136、137、138、141、 142、144、149、150、151、152、155、156、158、 160、163、164、165、166の項	事後	
令和7年7月8日	5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②	118, 124, 129, 130, 132, 136, 137, 138, 141,	番号法第19条第8号 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠): 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条1、2、3、4、5、7、10、12、21、22、23、24、30、31、32、33、34、35、36、39、44、45、46、47、48、51、52、53、54、55、57、58、60、61、62、64、65、66、68、69、71、73、76、78、79、81、83、84、88、89、90、91、92、94、96、97、101、102、103、104、105、106、108、110、112、114、118、120、121、122、123、124、129、130、133、134、135、137、138、140、141、142、141、142、143、147、149、150、155、156、157、159、163の項	事後	
令和7年7月8日	1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務③	2 コンビニ交付・窓受システム	2 コンビニ交付・らくらく窓口証明書交付システ ム	事後	
	が放り事務で		Δ		
<u> </u>					